

ジェンダー平等をめざす藤枝滯子基金助成金交付要綱

第1条(目的)

この要綱は、特定非営利活動法人グループみこし(以下「当法人」という。)が設立したジェンダー平等をめざす藤枝滯子基金(以下「基金」という。)によるジェンダー平等、女性の権利の実現等の事業及び調査研究(以下「事業」という。)に助成金を交付することに関し必要な事項を定める。

第2条(助成金の対象)

この要綱により助成金を受けることのできるものは、ジェンダー平等、女性の権利の実現等の事業を行う個人又は団体(法人格のないものを含む)・グループ等とする。ただし、政党、宗教団体、営利企業は除くものとする。

第3条(助成対象経費)

助成対象経費については、別表に定める事業に必要な経費とする。

第4条(助成額や期間等)

助成額は、前条に規定する経費の10分10以内とする。1事業あたり50万円を限度とし、参加費、他の助成金、協賛金、寄付金等は収入として計上し、除するものとする。

- 2 助成金の交付は、1個人又は1団体・グループ当たり、1事業とする。
- 3 事業の実施期間は最長2年とする。

第5条(助成金の申請)

助成金を受けようとする個人又は団体・グループ(以下「申請者」という。)は、以下の申請書等を当法人理事長宛に、所定の期日までに提出する。

- 1 ジェンダー平等をめざす藤枝滯子基金助成金交付申請書(様式第1号の1)
- 2 事業計画書(様式第1号の2)
- 3 事業予算書(様式第1号の3)
- 4 申請者のプロフィール(様式第1号の4～5)

第6条(助成の選考方法)

助成の選考方法は、書類選考とし、必要に応じて聞き取り、訪問調査を行うものとする。

第7条(選考委員会の編成)

第6条の選考実施のために、選考委員会を編成する。

第8条(助成事業及び助成額の決定と交付)

助成事業及び助成額は、選考委員会による選考を経て当法人理事会において決定する。申請者にはジェンダー平等をめざす藤枝滯子基金助成金交付決定通知書(様式第2号の1)またはジェンダー平等をめざす藤枝滯子基金助成金不交付決定通知書(様式第2号の2)によって通知する。助成金は申請

者からのジェンダー平等をめざす藤枝滯子基金助成金請求書（様式第2号の3）に基づき、申請者の口座に振り込むものとする。

第9条(実績報告)

申請者は、助成事業が完了したときは、ジェンダー平等をめざす藤枝滯子基金助成金事業実績報告書(様式第3号の1)、事業報告書(様式第3号の2)事業決算書(様式第3号の3)及び関連書類を事業完了日から1カ月以内に提出する。

第10条(助成金の精算)

申請者は、助成対象経費の執行額が助成額未満の場合はジェンダー平等をめざす藤枝滯子基金助成金返還請求書(様式第4号)に基づき、差額を返還するものとする。

第11条(助成事業の中止)

申請者が助成事業を中止する時は、速やかに届け出し、すでに交付された助成金がある場合は全額返金するものとする。

第12条(その他)

この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、当法人理事会で別に定める。

附則 この要綱は2014年1月12日から施行する。

別表（第3条関係）

助成対象経費

経費区分	助成対象経費の例示
委託費	調査集計・筆耕翻訳料に要する費用
諸謝金	講師・調査・通訳・一時保育・ボランティア謝礼金
印刷製本費	チラシ・ポスター・調査票・レジュメ・プログラム・調査研究報告書の印刷経費、コピー代
会議費	講師等食料費
旅費交通費	講師・通訳の旅費交通費、宿泊費、打ち合わせ時・調査実施時の旅費交通費、宿泊費
通信運搬費	郵送・宅配便に要する費用、電話代
消耗品費	文具・書籍費
賃借料	会場借り上げ・機器使用に要する経費
保険料	行事保険料
その他	当法人が特に必要と認める経費